

事務連絡
令和2年9月15日

各位

国土交通省自動車局

11月末までの催物の開催制限等について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から11月末までの催物の開催制限等について、別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴会におかれましてもご留意いただくとともに、参加会員に対し周知をお願いします。

別添：11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）